

陳情番号	件	名
第 26 号	請願・陳情の審議時間について	
受理年月日		
30.8.24		

陳情の趣旨

陳情項目： 請願・陳情の審議時間を、各付託委員会開催当日の午後13時から約1時間程度を充てることを固定化することを、~~9月定例会議~~審議、採択していただくよう陳情いたします。

陳情理由： 相模原市議会の直近10定例会議の議案は合計528件で、市長提出議案は74.0%、市民からの陳情20.5%、議員・委員会提出議案はわずか5.5%でした。

しかし従来、陳情の審議は、通常、他議案の審議が全て終了した後であるため、その時刻を予測することができません。陳情提出者が、自らの陳情についての審議の様子を傍聴するためには、長時間他の議案の審議傍聴を余儀なくされるか、あるいは予測時間を誤って傍聴不能になるなどの支障を生じてきました。

また、過去には議案の審議が二日間にわたったため、一日目は無駄に時間を拘束された事例も複数回生じています。この状態を避けるため、請願・陳情の審議は午後一番目とする定刻化は是非とも実現してください。

なお、本陳情について、付託先委員会での提出者の陳述を希望いたします。

以上

陳情番号	件名
第 27 号	臓器移植の環境整備についての意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
30.9.13	

陳情の趣旨

1 陳情趣旨

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

2 陳情事項

- (1) ドナーを増やすため、国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に務めること。
- (2) 臓器提供施設を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- (3) 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- (4) 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- (5) 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう次の対策を講ずること。

- ① ブローカーの厳罰化
- ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
- ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
- ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケア。

上記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出してください。

国へ

陳情番号	件名
第 28 号	市教職員の長時間労働の改善を求めることについて
受理年月日	
30.10.19	

陳情の趣旨

今や、小中学校教職員の過酷な長時間労働の実態は周知のこととなり、その6割超が過労死ラインとされる月残業80時間を超えている。私の周辺の市教職員の労働実態も例にもれず、通勤時間は15分程度ですが、過去数年を通し、朝7時前に家を出て、帰りは23時を過ぎる。土・日曜日は部活動の指導、運営や引率で出勤し、全く休み無しの過酷な労働下にあります。

政府の働き方改革と、文科省やスポーツ庁の指針を受け当市議会においても、長時間労働への改善の取り組みを進めていただいているところですが、現場は全く変わっておりません。今夏休み前に関連は不明ですが顔見知りの市教師が急死しています。

つきましては、市に対して以下の推進強化をお願い申し上げます。

- 1、部活動において、土・日曜日・祝日は、少なくとも1日、4週間を通じて4日以上休養日を設け、実施状況を把握する。
- 2、教職員の平日勤務は、遅くとも20時までには帰宅させる。早朝に業務はさせない。
- 3、教職員の長時間労働の‘元凶に給特法があり、合法的なブラック企業’の温床といわれています。実効性ある労働時間管理システムを速やかに整備する。教職員の出退勤を正確に記録に残し、過重労働を是正する。

陳情番号	件名
第 29 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求めることについて
受理年月日	
30.10.25	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を法議していただけるよう陳情いたします。

提出

【陳情項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上

陳情番号	件名
第 30 号	介護労働者の労働環境及び処遇の改善について
受理年月日	
30. 10. 25	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。2018年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、介護人材の需給ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいます。また、供給見込みは、2015年に同省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計通りに進んでいないということが読み取れます。こうした結果は、これまで政府が取り組んできた介護従事者の処遇改善対策だけでは不十分であり、抜本的な人材確保対策が必要であることを示しています。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では、「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっており、介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れています。また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要です。指針では、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。実際の介護現場では、法律（条令）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにもかかわらず、本格的に職員配置のあり方について議論された経過はありません。

介護人材の不足を解消し、介護制度の充実を図るためには、介護従事者が抱える問題の本質となる「低賃金による生活不安」と「過酷な労働環境による健康不安・生活犠牲」を改善すること以外にありません。また、それを実現するためには、介護報酬の大幅な引き上げが必要不可欠です。さらには、人材確保・離職防止対策や安全・安心の介護体制の確立が国の責任であることを鑑みれば、これに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

記

【陳情項目】

1. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - ① 介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと
 - ② 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤は解消すること
 - ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること

以上

陳情番号	件名
第 31 号	新たな火葬場候補地を青山に決定することを白紙撤回するよう求めることについて
受理年月日	
30.10.26	

陳情の趣旨

要 旨 新たな火葬場候補地青山は土砂災害警戒区域内であるため、白紙撤回することについて、市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

理 由 私たちは、地域の仲間とともに相模原市長に対して、関東大震災最大被災地の隣接地であり、土砂災害の恐れがある警戒区域内に指定された南山に50年、100年使用するとされる恒久施設の市営火葬場を建設することは、多くの市民を日夜危険にさらす行為だとして、繰り返し市長に意見書の提出を行ってきました。

市長はそれらの意見にまともに答えることはなく、危険な場所と言いつた場所を最終候補地とした説明会では誰一人として賛成者はなく、指摘のたびに資料を継ぎ足すと言う場当りの取り組みに驚愕しています。旧帝京大青山グラウンド付近一帯は、関交差点付近から鶴川断層帯があり、地震谷、地震道などの地名が伝承されてきたほか、南側の鳥屋地区には地震峠と言われる伊勢原断層帯があり、関東大震災では50万㎡とも言われる地滑りの崩落、『山津波』によって馬石村は壊滅状態となり、16名が亡くなり、今も地中に8名が未発見のままになっている被災地であります。

神奈川県が実施した丹沢大山自然環境総合調査報告書等によればグラウンドに直線的に向かう二つの隠れ断層、上部北側斜面の沢に二つの土砂だまりがあることが、確認されており、危険な場所であることは明白です。しかし、今回市が行った地質調査報告書にはなぜかこうした事実は明記されていないばかりか、「過去数万年大規模災害はなし。沢筋の倒木、石に苔が生していることから落石もなし、地盤は安定している」と、説明会で公表しましたが、この報告書は地歴が示す土砂災害の危険性を無視しており、市民の安全を優先しない市長の姿勢が明らかであります。

10月1日の台風24号は列島を横断、八王子市で過去最大の45.6m/sの瞬間風速を記録、倒木被害が続出しました。日本各地で頻発する豪雨、地震災害から市民の安全を守ることは市政の基本的責務であり、市民の安全はすべてに優先されなければなりません。本件は市民の安全を重視し、広く市民が納得できる案を示すべきです。市議会は二元代表制の本旨と理念に基づき慎重審議を切望いたします。

陳情番号	件	名
第 32 号	国に私学助成の拡充を求めることについて	
受理年月日		
30.11.8		

陳情の趣旨

陳 情 理 由

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに昨年度からは国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額60万1千円、入学金を除いても44万7千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に2018年度は、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年とされている「私立高校の授業料無償化」の実施を一刻でも早く前倒しする事が強く求められます。

また昨年度から5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、想定人数を大きく超えた申請があり、支援金の遅配が報道されるなど課題も残しています。

OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件	名
第 33 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて	
受理年月日		
30.11.8		

陳情の趣旨

陳 情 理 由

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では今年度から年収 590 万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約 26 万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収 760 万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収 500 万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また昨年、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準 331,806 円に対して 315,604 円、中学校は同 324,345 円に対して 229,874 円、小学校は同 322,828 円に対して 229,572 円、幼稚園では同 184,888 円に対して 164,815 円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約 69 万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「平成 31 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 34 号	横田ラブコンの撤廃を求めることについて
受理年月日	
30.11.15.	

陳情の趣旨

最近、首都圏の上空が米軍によって占領されているという厳然たる事実が、あらためて住民の前に明らかになりました。11月4日付『読売新聞』は1面トップで、そこを通る日本の民間旅客機のごく一部の管制を日本側が行う見通しになったと報じました。

首都圏を含む1都8県（東京、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、山梨、長野、新潟）の上空にまたがる高度約2400～7000メートルの広大な空域は、戦後73年たった今も、日米地位協定に基づき米軍が航空管制権を握っており、日本の民間旅客機は自由に飛べない占領状態が続いています。いわゆる「横田ラブコン」と呼ばれる治外法権の空域です。

ところが、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて羽田空港の国際線発着枠を広げようとする、この横田ラブコンが障害となって立ちはだかっていることが明らかになり、そのため政府は米軍に対して通過できるように交渉してきました。

一度は拒絶されたという報道がありましたが、「夕方の約4時間だけという条件付きで合意する見通しとなった」という報道です。

なんという理不尽、主権国家としてあるまじき屈辱的な事態が続いているのでしょうか。首都圏上空でさえ、米軍の許可がなければ日本の飛行機が自由に飛べず、羽田空港の離発着は、横田ラブコンという占領空域を迂回せざるを得ず、乗員乗客に時間と費用、安全面で負担と犠牲が強いられているのです。読売新聞の報道にあるように、日米合同委員会のごく限られた条件付きの日本への「管制」が認められたとしても、首都圏の住民にとって黙って受け入れるわけにはいきません。これを機に、首都圏の上空の主権を取り戻す声を大きく広げるべきではないでしょうか。

オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることとかかわって明るみになった、米軍による占領の実態を首都圏はもとより、国際的にもあきらかにし、世界に向かって主権を取り戻すアピールをするチャンスです。

これまでも、沖縄をはじめとして「第二の基地県・神奈川」でも、米軍・米兵が事件・事故を起こすたびに、原因究明・再発防止を求めてきましたが、米軍・米兵の事件・事故はいっこうにありません。その根源には、「憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」という日本政治の屈辱的現状がある、と故翁長雄志沖縄県知事は指摘していました。

今年7月全国知事会は、原則として国内法を米軍にも適用させることを求めて、全会一致で日米地位協定の抜本改定を求める提言を採択、国へ要請しました。全国的世論を高める画期的な行動です。

私たちも、県内の各団体と連携し、この2年間、連続して渉外知事会を前に、黒岩県知事に対し、日米地位協定の抜本改定を求める集会と要請行動を取り組んできました。労働組合

の連合神奈川も7月「平和ビジョン」を策定して、「日米地位協定の抜本的見直し」を求めています。県民世論と運動のうねりを興し、国に対して抜本的な見直しを求める機運は広がっています。

横田ラブコンを撤廃させる問題は、首都圏住民にとって喫緊の課題となっており、日米地位協定抜本改定に向けての具体的な第一歩となります。

陳情項目

住民の生活と安全、安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラブコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、国内法を適用するよう要請する意見書を貴議会が国に提出されること。